

平成二十二年三月十九日受領
答弁第二四六号

内閣衆質一七四第二四六号

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員平将明君提出生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員平将明君提出生活習慣病予防のための健康栄養政策に関する質問に対する答弁書

一について

動物性脂肪の過剰摂取は、脂質異常症、糖尿病、心血管疾患、脳梗塞等の生活習慣病の原因の一つであると考えられることから、国民の健康づくりを総合的に進める「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」において、脂肪の適正な摂取について目標を設定するとともに、当該目標の達成のため、外食料理の栄養成分表示ガイドライン等の普及啓発を行っているところである。

また、生活習慣病対策の推進のためには、食品産業関係者の協力が必要であることから、「食生活指針の推進について」（平成十二年三月二十四日閣議決定）に基づき、食品産業関係者を中心とする「減塩、低脂肪の料理や食品の提供」に関する取組を推進しているところである。

さらに、当閣議決定を踏まえ、国民が自ら食生活改善に取り組むため、「食生活指針の解説要領」及び「食生活指針の推進に係る文部省・厚生省・農林水産省の連携方策」について」（平成十二年十二月二十六日付け文体学第三百七十二号文部省体育局長、健医発第千八百六十七号厚生省保健医療局長及び十二食流第三千八百十三号農林水産省食品流通局長通知）を発出し、脂肪の過剰摂取を控えることや動物、植

物、魚由来の脂肪をバランス良く摂ることなどの栄養バランスの取れた食生活について、食品産業関係者を含め、広く国民への周知を行っているところである。

二について

政府としては、既に、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）に基づき、内閣総理大臣を会長とし、関係国務大臣が委員として参加する食育推進会議を設置するとともに、同会議において、食育推進基本計画（平成十八年三月三十一日食育推進会議決定）を作成し、同計画に基づき、食育の施策の一つとして、生活習慣病を予防して健康を増進するための食生活の改善の取組を関係各府省が連携して推進しているところである。